

# 心身障害者医療費助成制度

## 障 受給者証切り替え 9/1(金)

心身障害者医療費助成制度(以下障)は、心身に重い障害がある方の医療保険の自己負担分(一部)を助成するものです。9月1日(金)から障受給者証が新しくなります。

更新の対象となる方には、8月末日までに、新しい障受給者証をお送りします。

「更新の対象となる方」  
次のいずれかの手帳をお持ちの重度障害者の方で、所得が下表の限度額以下の方

- 身体障害者手帳1級・2級(心臓・腎臓等内部障害については3級まで)
- 愛の手帳1度・2度
- 精神障害者保健福祉手帳1級(手帳が9月以降も有効な方)

- 「対象とならない方」
- ①生活保護を受けている方
  - ②医療保険の自己負担のない施設に入所している方
  - ③「乳・子・曹・観医療証」を受給している方
  - ④重度障害者になった年齢が65歳以上である方
  - ⑤後期高齢者医療制度受給者で住民税が課税されている方
- 「注意」  
※重度障害者になった日から65歳の誕生日の前々日まで①②だった方、または都内に住所がなかった方は対象となりますので申請手続きをください。  
※重度障害者になった年齢が65歳未満で障受給者証の申請手続きを行っている方は、65歳の誕生日の前々日までに申請手続きを忘れずに

# 心身障害者福祉手当

## 対象の方は申請を忘れずに

対象の方

20歳以上65歳未満で次の方

- 身体障害者手帳1・2級
- 愛の手帳1～3度
- 脳性まひ
- 進行性筋萎縮症

または65歳未満で次の方

- 身体障害者手帳3級
- 愛の手帳4度
- 東京都の難病医療費等助成認定者(申請中の方も含む、小児慢性疾患の方は要相談)

### 申請をお忘れなく

手当の申請手続きをされない方は、65歳の誕生日の前々日までに申請手続きをしてください。

また、所得が下表の所得限度額以上あったなどの理由により受給資格が消滅し、その後制限

事由がなくなったときは、申請できる場合があります。

また、所得が下表の所得限度額以上あったなどの理由により受給資格が消滅し、その後制限

所得制限限度額表(心身障害者福祉手当、心身障害者医療費助成共通)、適用期間

対象所得		令和4年中所得
扶養親族の数	本人および扶養義務者等の所得限度額	20歳以上の方 本人所得 20歳未満の方 (手当)配偶者または扶養義務者の所得(医療)世帯主等の所得により判定。ただし、本人が国保の世帯主、または社会保険による被保険者になっている場合は本人所得※次のような扶養家族がいる場合には、左記の所得限度額にそれぞれ加算されます。 ・老人扶養親族1人につき10万円 ・特定扶養親族または控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る)1人につき25万円 ※医療費・社会保険料(医療費助成は本人のみ)等は相当額を控除
0人		3,604,000円
1人		3,984,000円
2人		4,364,000円
3人		4,744,000円
4人		5,124,000円
5人		5,504,000円
適用期間	心身障害者福祉手当	8/1(火)～令和6年7/31(水)
	心身障害者医療費助成	9/1(金)～令和6年8/31(土)

さい。65歳以上の方は、新規申請ができません。ただし、65歳以上の方でも、平成12年8月以降、65歳の誕生日の前々日までに「所得制限超過・施設入所・江東区に住所がなかった」という制限事由により申請手続きができなかった方で、その後制限事由がなくなったとき、申請できる場合があります。

また、所得が下表の所得限度額以上あったなどの理由により受給資格が消滅し、その後制限

障 障害者支援課障害者福祉係  
☎(3647)4952  
☎(3647)4910  
FAX(3647)4910

# 特別障害者手当・障害児福祉手当

## 対象要件該当の方は申請を

区では、国の制度に基づき特別障害者手当・障害児福祉手当を支給しています。対象者の方は申請してください。審査の結果支給が決定されると、申請月

区では、国の制度に基づき特別障害者手当・障害児福祉手当を支給しています。対象者の方は申請してください。審査の結果支給が決定されると、申請月

手当種類	年齢制限	対象者	手当額
特別障害者手当	20歳以上	重度の障害があるため、日常生活において常時特別な介護が必要な20歳以上の方(おおむね身体障害者手帳1・2級程度および愛の手帳1・2度程度の障害を有する方。あるいはこれらと同等の疾病・精神障害の方。原則専用の診断書で判定されます。ただし次に該当する方を除く①施設入所者②病院等に3か月を超えて入院している方。※本人および扶養義務者の所得制限があります。※原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく手当を受給しているときは、手当額の併給調整があります。	月額 27,980円
障害児福祉手当	20歳未満	重度の障害があるため、日常生活において常時介護が必要な20歳未満の方(おおむね身体障害者手帳1級および2級の一方、愛の手帳1・2度程度の方。あるいはこれらと同等の疾病・精神障害の方。原則専用の診断書で判定されます。ただし次に該当する方を除く①施設入所者②障害を理由とする公的年金受給者。※本人および扶養義務者の所得制限があります。	月額 15,220円

# 生活支援相談窓口のご利用を

## 生活や仕事の困りごと全般を支援します

「収入が不安定で家賃や税金を滞納している」「家族が病気やひきこもりで仕事ができない」「失業して生活が苦しい」「子どもの養育・教育で悩んでいる」などさまざまな困りごとについて、専門知識と経験を有する相談員が解決のお手伝いをします。区内在住の方ならごなたでも相談できます。一人で悩まず、早めにご相談ください。

あなたに合った解決方法を一緒に考えます。

就労準備支援事業  
就労支援センター(東陽5-30-13)で、生活訓練(生活リ

# あなたの街で、仕事とのつながり

区では、正社員およびパートタイムの面接会をハローワーク木場と共同開催します。区内・近隣を就業場所とする企業10社程度の採用担当者として直接面接ができます。

※求人内容は8月30日(水)からハローワーク木場のホームページでお知らせします。不明な点は、ハローワーク木場にお問い合わせください。

9月13日(水)午後1時半～4時(受付は午後1時～3時半)  
場 亀戸文化センター大研修室(亀戸2-19-1カメリアプラザ2階)

経済課雇用支援担当  
☎(3647)8581  
FAX(3647)8442

ハローワーク木場ホームページ

「収入が不安定で家賃や税金を滞納している」「家族が病気やひきこもりで仕事ができない」「失業して生活が苦しい」「子どもの養育・教育で悩んでいる」などさまざまな困りごとについて、専門知識と経験を有する相談員が解決のお手伝いをします。区内在住の方ならごなたでも相談できます。一人で悩まず、早めにご相談ください。

あなたに合った解決方法を一緒に考えます。

就労準備支援事業  
就労支援センター(東陽5-30-13)で、生活訓練(生活リ

家計改善支援事業

家計のやりくりにつづいてる方を対象に、相談者とともに家計を見直し、自身で家計を管理できるよう支援します。滞納解消・債務整理に関する支援、各種給付制度の利用に向けた支援等を行い、状況によっては、他の専門機関への紹介なども行います。

深川地区および東砂6、8丁目、南砂、新砂、海の森」保護第一課生活支援相談窓口

保護第二課生活支援相談窓口(総合区民センター1階(大島4-15-1))  
☎(3637)3741  
FAX(3683)3722

(区役所2階24番)  
☎(3647)8487  
FAX(3647)4917

「城東地区のうち亀戸、大島、北砂、東砂1～5丁目、夢の島、新木場、若洲」  
保護第二課生活支援相談窓口(総合区民センター1階(大島4-15-1))

